

東洋学園大学研究データポリシー

2025年2月27日

1. 目的

東洋学園大学（以下、「本学」という。）は、「自彊不息」の建学の精神に基づき、絶え間なく自己を高め、自由で創造的な学術研究の推進を通じて、社会に貢献することを使命としている。そのため、本学は、研究活動の過程で得られた研究データを含む成果を適切に管理及び公開することで、学術研究の発展と社会貢献に資するものであることを目的とし、本学の研究データの管理、公開、及び利活用に関する「東洋学園大学研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）」を定める。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で収集、または生成されたデータを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

3. 研究データの管理等

本学において、研究者は研究データの管理・公開・利活用を、法令、学内規程、研究倫理規範並びに他の者の権利を害さない範囲内において、適切に実施する。

4. 研究者の責務

研究者は、研究データの適切な管理を行うとともに、前項に掲げる範囲内において、可能な限り公開し、利活用を推進する。

5. 本学の責務

本学は、研究データ管理に関する環境整備を行い、研究者の適切な研究データ管理を支援する。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じ、学長が適宜見直しを行うものとする。

東洋学園大学研究データポリシー 解説

2025年2月27日

東洋学園大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それらの研究データを収集、生成した研究者が主体的に決定できること
- (2) 研究者は、自らが収集、生成した研究データを適切に扱うべきこと
- (3) 本学は、その研究データの管理、公開及び利活用を支援すべきこと

1. 目的

東洋学園大学（以下、「本学」という。）は、「自彊不息」の建学の精神に基づき、絶え間なく自己を高め、自由で創造的な学術研究の推進を通じて、社会に貢献することを使命としている。そのため、本学は、研究活動の過程で得られた成果を適切に管理及び公開することで、学術研究の発展と社会貢献に資するものであることを目的とし、本学の研究データの管理、公開、及び利活用に関する「東洋学園大学研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を定める。

ポリシーは、本学の建学の精神に基づき、策定する。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で収集、または生成されたデータを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタル・非デジタルを問わない。
- (3) 数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含む。
- (4) 研究データには、収集・生成したデータだけでなく、それらを解析・加工して作成したデータも含まれる。
- (5) 研究データには、研究活動で取り扱う次のデータが含まれる。
「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、
「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予

稿」、「講演資料」等

- (6) 研究データには、学外の研究者が共同研究として、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。
- (7) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集・生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを管理している場合には、本ポリシーの対象となる。

3. 研究データの管理等

本学において、研究者は研究データの管理・公開・利活用を、法令、学内規程、研究倫理規範並びに他の者の権利を害さない範囲内において、適切に実施する。

- (1) 研究データを収集又は生成した研究者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び下記の本学関係規程に規定される範囲内にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含む場合等）には、それらを害してはならない。

本学関係規程

- ・ 東洋学園大学研究倫理規程
- ・ 東洋学園大学研究倫理委員会規程
- ・ 学校法人東洋学園個人情報保護規程

- (2) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (3) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。公開には、利用者や利用目的・利用方法等に関する条件の有無等により、様々な態様があり得る。たとえば、利用者を限定せずに利用を認める場合、限定した者のみに利用を認める場合（共有）、利用目的等を限定して認める場合等がある。

なお、研究データの中には、管理対象となるが、公開を想定していないものや公開に適していないもの（実験ノート等）も存在する。管理、公開については、その範囲、対象は研究分野の特性や研究データの性質等によって異なるため、各部局等において対象の範囲を決定するのが望ましい。

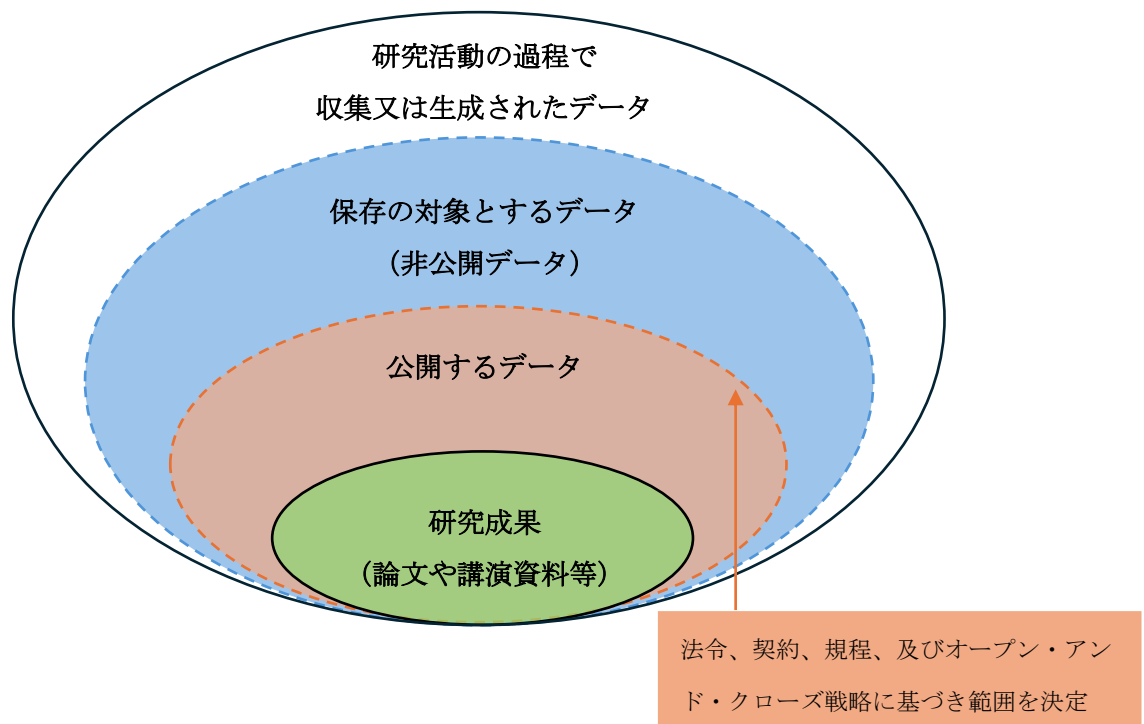


図 研究データとその区分範囲のイメージ

(図は、「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン～解説資料～」より抜粋。本ポリシーに適合するよう一部修正。)

- (4) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等を創出するための行為をいう。

4. 研究者の責務

研究者は、研究データの適切な管理を行うとともに、前項に掲げる範囲内において、可能な限り公開し、利活用を推進する。

- (1) 研究者は、前述の法令や本学の規程等の範囲内において、管理対象データを定め、適切に管理し、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、公開可能と判断したデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促進する。

オープン・アンド・クローズ戦略とは、「データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略」である

- (2) 研究者は、異動または退職により本学に在籍しなくなる場合には、その管理する研究データの取扱いについて、あらかじめ所属する学部等の関係者と協議のうえ、決めなければならない。
- (3) 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保し、信頼性を

確保するよう努めなければならない。

- (4) 公的資金による研究においては、研究開始前にデータマネジメントプラン(DMP)を策定し、研究データ公開に関して明記する必要がある。

5. 本学の責務

本学は、研究データ管理に関する環境整備を行い、研究者の適切な研究データ管理を支援する。

本学は、研究者等が適切な研究データ管理及び公開を可能とするよう、以下の支援を行う。

- (1) 研究データを公開、利活用することのできる機関リポジトリ等のプラットフォームの提供
- (2) 研究データの管理、公開、利活用の手法に関する相談等対応
- (3) 研究データの管理、公開、利活用の推進のための啓発活動

6. その他

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

本解説は、学長が必要に応じて見直しを行う。

以上